



令和 5 年 度

第 2 回 秋 田 県 職 員 ( 獣 医 師 )

募 集 要 項

令和 5 年 8 月  
秋 田 県

- 受 付 期 間 令和 5 年 8 月 9 日 ( 水 ) ~ 9 月 1 3 日 ( 水 )
- 申 込 方 法 インターネット ( 電子申請 ) により申し込んでください。  
以下の URL から「電子申請」にアクセスし、申込手続きを行ってください。  
URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/55236>  
詳しくは、募集要項の 4 ページをご覧ください。  
インターネットによる申込みができない方は、9 月 4 日 ( 月 )  
午後 5 時まで下記の間合せ先に連絡してください。
- 試 験 日 令和 5 年 9 月 2 9 日 ( 金 )

問 合 せ  
受 験 申 込 書 請 求  
受 験 申 込 み

秋 田 県 農 林 水 産 部 畜 産 振 興 課 家 畜 衛 生 チーム  
〒 0 1 0 - 8 5 7 0 秋 田 市 山 王 四 丁 目 1 番 1 号  
電 話 0 1 8 - 8 6 0 - 1 8 0 8 ( 直 通 )

## 1 採用職種、採用予定人員及び職務内容等

採用職種	採用予定人員	職務内容	主な配属先
獣医師	1人	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事します。	本庁：生活環境部生活衛生課、 農林水産部畜産振興課 地方機関：保健所(地域振興局福祉環境部)、 食肉衛生検査所、動物愛護センター、 家畜保健衛生所、畜産試験場

## 2 受験資格

昭和40年4月2日以降に生まれた者で、獣医師の免許を有する者又は令和5年度中に実施する獣医師国家試験で獣医師の免許を取得見込みの者が受験できます。

◆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に該当する者
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

なお、申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

## 4 試験の種目及び方法・内容

試験種目	内 容
論文試験	文章による表現力、理解力、文章構成力等についての試験
口述試験	専門知識及び人物についての個別面接による試験

## 5 試験の時期及び場所

区 分	日 時	場 所
論文試験	令和5年9月29日(金) 午後1時30分～	秋田地方総合庁舎 6階 総606会議室 (秋田市山王四丁目1-2)
口述試験	午後3時00分～	

## 6 合格者の発表

合格発表	令和5年10月上中旬 予定	合否については各受験者へ書面で通知 します。
最終合格発表	令和5年11月中下旬 予定	

※ 合格発表後、秋田県人事委員会が行う採用選考後に最終合格発表となります。

## 7 合格してから採用まで

- (1) 最終合格者の採用は、原則として令和6年4月以降となりますが、獣医師免許を取得済みである合格者については、令和5年度内に採用されることもあります。
- (2) 最終合格者で、獣医師免許取得見込みの者が、令和5年度中に実施する獣医師国家試験で、獣医師の免許を取得できなかった場合は採用されません。

## 8 勤務条件

### (1) 給与

ア 初任給（令和5年4月1日現在）は、原則として、「医療職（二）給料表2級19号給（218,404円）」※1が支給されます。

このほか、初任給調整手当※2、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。

※1 職歴がある場合は、所定の基準により加算されます。

※2 初任給調整手当は、原則として採用から15年間（上限45,000円、逡減）支給されますが、大学卒業の日から15年を経過して採用された場合は支給されません。

**【例】** 令和6年4月1日新規採用者の月額給与（大学新卒の場合）

秋田県食肉衛生検査所での勤務の場合

279,404円※ + 住居手当、通勤手当等の諸手当

※ 給料月額のほか、初任給調整手当及び給料の調整額（秋田県食肉衛生検査所の場合）を合算した額

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

### (2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

### (3) 休暇

年間20日（採用年は採用月日により異なります）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇があります。

### (4) 福利厚生

職員住宅、診療室などの施設があります。

## 9 申込手続及び受付期間

### (1) 申込手続

受験申込みの方法は、パソコン又はスマートフォンでインターネットから申し込む方法（電子申請）となります。

#### ア 受験申込

美の国あきたネット（秋田県公式サイト）内「電子申請（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/55236>）」の「秋田県電子申請・届出サービスはこちら（クリックすると外部サイトに移動します。）」からアクセスし、「秋田県 電子申請・届出サービス」で受験を申し込みます。

手続き一覧から「令和5年度 第2回 秋田県職員（獣医師）採用選考受験申込書」選択し、画面上の受験申込書に入力後、申込み内容に間違いがないか確認した上で送信してください。

申込みを行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

（注）申込完了通知が届かない場合は、受験申込期間内に速やかにお問い合わせください。

#### イ 受験申込書への入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェックマーク）してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3（サイズは問わない）の画像ファイル（JPEG、PNG又はGIF）を添付してください。

なお、データでの添付が困難な場合は、受験申込問合せ先（秋田県農林水産部 畜産振興課 家畜衛生チーム）に連絡をお願いします。

（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了メールにより必ず確認してください。

ウ 獣医師免許証の写し（獣医師の免許を有する者の場合に限る。）

### (2) 受付期間

◇ 令和5年8月9日（水）から9月13日（水）

受験申込

